

保険料の口座振替をご利用されるお客さまへ

# 保険料の払込猶予期限についてのご案内

保険料は、所定の口座振替日までにご用意をお願いします。

万一、所定の振替日に保険料を振り替えできなかった場合に、弊社では保険料の「払込猶予期限」を設けています。

「払込猶予期限」までに保険料を払い込みいただけない場合は、保険契約が解除または失効となり、また保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

なお、この「払込猶予期限」はAIG損害保険株式会社と富士火災海上保険株式会社との経営統合日（2018年1月1日）前のご契約と比べて変更となる場合がございますので、あわせてご確認ください。

## 火災保険①※

旧富士火災のご契約

変更あり

旧AIUのご契約

変更なし

旧富士火災でご契約のお客さまは、保険料の「払込猶予期限」が、払込期日の「翌々月末日」から払込期日の「1か月後」に変更となります。

また、初回保険料または長期年払の2年目以降の保険料を口座振替する場合の「払込猶予期限」は、払込期日の「翌々月末日」から「翌月末日」に変更となります。

### (例) 口座振替日が9月27日である保険契約の保険料

振替日が9月27日である保険契約の保険料の「払込猶予期限」は、払込期日の1か月後である10月27日となります。



保険料分割払のご契約の場合、9月27日に口座振替ができなかった場合は、10月27日に9月分と10月分の2か月分の保険料を振り替えます。

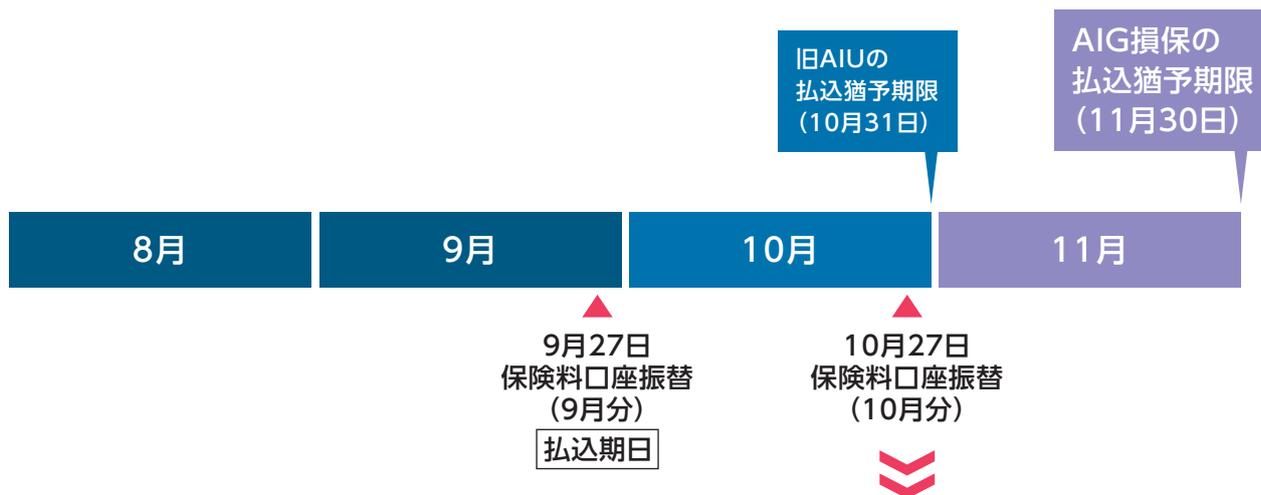
※ニュープロパティガード(企業財産保険)を除き、運送・内航貨物海上保険を含みます。

旧AIUでご契約のお客さまは、保険料の「払込猶予期限」が、払込期日の「翌月末日」から「翌々月末日」に変更となります。(2018年9月1日以降保険始期契約より改定)<sup>(注)</sup>

(注) 保険始期日が2018年8月31日以前のご契約については、2018年1月版のチラシをご覧ください。

### (例) 口座振替日が9月27日である保険契約の保険料

振替日が9月27日である保険契約の保険料の「払込猶予期限」は、払込期日の翌々月末日である11月30日となります。



保険料分割払のご契約の場合、9月27日に口座振替ができなかった場合は、10月27日に9月分と10月分の2か月分の保険料を振り替えます。さらに10月27日に振替不能となった場合は、11月30日までに9月分、10月分、11月分の3か月分の保険料を払い込みいただく必要があります。

※1 ニュープロパティガード(企業財産保険)をいいます。

※2 ライフスタイル傷害保険および大同生命とのセット販売による普通傷害保険、グループ傷害保険は除きます。

## 医療保険

旧富士火災、旧AIUのいずれでご契約のお客さまも、保険料の「払込猶予期限」は、従来どおり払込期日の「翌々月末日」のまま変更はありません。

- このチラシは、団体扱契約・集団扱契約を除く口座振替契約における保険料の払込猶予期限の概要をご説明したものです。
- 詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

## AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>